

JAL 被解雇者労働組合 (JAL 争議団)

info@jhu-wing.main.jp

<https://jhu-wing.main.jp/>

JAL 事件:組合側より

7月28日 都労委調査報告

不当労働行為(不誠実交渉)の追加申立 2 労組の争議終結を受け「上申書」提出

7月28日、東京都労働委員会において、JALと国交省に対する不当労働行為の救済申立て事件の調査が行われました。JAL事件では、組合から会社の不当労働行為に対する「追加申立書」(7月22日)と、2労組の争議終結を受け「上申書」(7月26日)を提出しました。

国交省事件は2回目の調査ですが、本年2月17日の1回目は国交省側の代理人が出席しなかったため、実質的には今回が初めての調査になりました。

JAL 事件(第9回)10:00～

調査での組合側主張 【書記長】

- 株主総会翌日の6月22日に会社から「新たな提案」があるとの申入れを受け、6月23日に事務折衝を行った。会社は「ジョブ型だ」「地上職マッチングの対象者を70才以上に、また自宅でできるよう勤務態様を拡大する」と説明したのみで、「業務委託」との説明は一切なかった。交渉後直ちに緊急団交を申し入れたが会社が応じず、7月15日に事務折衝を行い「業務委託」の説明を受けた。事前に資料を提出するよう求め、7月8日に関連資料が提示された。
- 6月23日以降、社内2労組は「業務委託」について少なくとも6回交渉している。対応に乖離がある。8月3日に2回目の事務折衝予定。今回の会社提案は「解決したいという会社姿勢の現れ」と捉えている。「業務委託」の評価は、解雇争議の要求実現に資するのか、会社の説明を聞いた上で判断する。
- 7月26日に交渉(団交)を行った。2010年の安全報告書は、2011年3月31日時点の人員削減の実態、即ち更生計画の目標超過を示す資料。会社は「基準が違う」と言い始めた。解雇が必要なかったことは解決交渉のキーポイント。引き続き問い詰めていく。
- 原職復帰は「ない」と答えるのみで理由の説明は一切ない。1965年に運航乗務員4名が解雇されたが、8年後に解雇撤回協定で原職に戻っている。会社は時代的背景が違うと答えたが何がどう違うのか具体的説明は一切ない。
- 解決金も「退職を余儀なくされた人がいる、関係者に沢山迷惑をかけた、判決で確定している」との会社の判断を繰り返すのみで、解決金の要求に答えられない理由は説明しない。不誠実交渉の極み。引き続き理由の説明を求め、要求前進に繋げていく。

調査での組合側主張 【委員長】

- 組合の要求は「原職復帰」と「これまでの被害に対する金銭補償」。会社は「雇用で解決する」として「マッチング」を5年間やって、8人が地上職で嘱託採用された。
- 「上申書」に記した通り、社内2労組は会社が6月23日に提示した「業務委託」の回答に合意し、解雇争議の終結を宣言した。しかし、会社回答および組合大会の進め方に納得できないとして、乗員組合の被解雇者組合員16名が大会前に組合を脱退。2人の執行委員も役員を辞任。キャビンクルーユニオンは被解雇者組合員全員の「全権委任」と言う形で、7月13日に執行部で合意を確認して、翌14日の大会で終結が報告された。
- 5月30日の交渉で4名の職場復帰要求を出したが、「原職復帰」の要求には答えず、「業務委託」の提案をしてきた。12年続く争議を雇用によらない形で解決させるのは、日本の労働者にとっても決して利益をもたらさない。要求にそって解決できるよう和解も含めて進めて頂きたい。

組合側より不当労働行為の追加申立て 【代理人弁護士】

- これまでの団交で、「安全報告書記載の人員削減目標を超える解雇」「整理解雇者の優先雇用」「原職復帰」「解決金」「ILO勧告の遵守」等、どの質問をしても、経緯や理由の説明がなく、「判決で確定している」としか発言しない。具体的な説明がないので議論が進まない。
- 更生手続きが終わった後の「原職復帰」についても「特早・希望退職者には再就職禁止の合意があった」から「整理解雇者を特別に扱うことはできない」と答え、「合意のなかった者」が何故「合意のあった者」と同じ扱いを受けなければならないのか理由の説明が一切されていない。不誠実交渉のため、不当労働行為の追加申立てをする。

JAL 事件の今後の進め方

- 次回期日までに、組合側は、会社側準備書面（4）に対する反論を提出する。また、会社側は、組合側追加申立書に対する反論を提出する。
- 併せて自主交渉を行い、本件の自主的な解決に向けての話し合いを継続し、委員会に報告する。

国交省事件(第2回)11:00～

調査での組合側主張

【委員長】

- 「監督官庁として JAL に対して抽象的な指導監督権限は有している」とあるが、抽象的な監督権限という括り方では、本事件に係る行政の役割を果たしていない。

【代理人】

- 国交省側の準備書面は、平時における JAL に対する使用者性はないとの主たる反論である。更生手続きにおける国交省の関与を持って使用者性があることを反論であらためて主張する。

国交省事件の今後の進め方

- 次回期日までに、組合側は、国交省側準備書面（1）に対する反論を提出する。

次回期日 9月26日(月) JAL 事件 10:00～、 国交省事件 11:00～